

# 令和 2 年度

## 「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

目 次	
問題 1（択一式）	1 頁
問題 2（択一式）	頁
問題 3（択一式）	頁

(令和2年度)

# 問題 1

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

**問題 1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

**(問 1) 食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 3 1 日閣議決定）の農業農村整備に関する記述のうち、国の施策として不適当なものはどれか。**

- 1 農業水利施設の計画的かつ効率的な補修、更新等を行うことにより、施設を長寿命化しライフサイクルコストを低減するストックマネジメントを徹底して推進する。
- 2 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、望ましい農業構造を確立するため、農業水利施設の戦略的な保全管理を推進する。
- 3 農業構造や営農形態の変化に対応するため、自動走行農業機械や ICT 水管理など営農の省力化技術の活用が可能な農業生産基盤の整備を展開する。
- 4 農村の振興に当たっては、生産基盤の強化による収益力の向上、農村の多様な地域資源を組み合わせた所得と雇用機会の創出、農村の居住条件の整備を総合的に推進する。

**(問 2) 土地改良法に定められている土地改良長期計画に関する記述のうち、(A)～(D)に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。**

土地改良長期計画は、(A)に係る農業生産の(B)、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の(C)等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び(D)に資するように定めるものとする。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	食料の安定供給	競争力強化	規模の拡大	発展
2	計画期間	競争力強化	所得安定対策	発展
3	計画期間	選択的拡大	規模の拡大	保全
4	食料の安定供給	選択的拡大	所得安定対策	保全

**(問 3) 農業農村整備事業は土地改良法に基づく土地改良事業として実施されるが、下記の記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地改良事業は、農業用排水施設や農道等の新設・管理・変更、区画整理等の農業の生産基盤の整備は行えるが、土地改良施設の災害復旧は行えない。
- 2 土地改良長期計画は、土地改良事業の計画的な実施の基本方針として、10 年を 1 期とする計画期間内の事業の実施の目標や事業量を定めたものである。
- 3 農業農村整備事業は、農家の私的財産である農用地を改良、開発、保全し、効果は個別農家が受益するため、公共事業として位置づけられていない。
- 4 農業農村整備事業は、農業の持続的な発展と農村の振興を図るため、農業水利施設の整備、水田や畑の整備、農業用道路の整備、農村の環境整備等を行う事業である。

**(問 4) 農業用水や農業水利施設の整備に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 農業用水とは、農作物の生育に必要なかんがい用水、農機具や野菜等の洗浄用水等の営農用水のことをいい、積雪地の集落の除雪等処理する消流雪用水等は含まれない。
- 2 農業水利施設には、食料生産の基盤となるかんがい施設と洪水による湛水被害を防止する排水施設がある。
- 3 かんがい施設の整備とは、農業用水を貯留・取水・分水し、各ほ場に引水するための貯水池、頭首工、揚水機場、用水路等を整備することである。
- 4 排水施設の整備は、農地の過剰な水を排除し農作物を湿害から守る目的で行われる場合や、排水施設の機能低下により災害の恐れがある地域で、機能を回復する目的で行われる場合がある。

**(問 5) 農地整備による農業生産性の向上に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 水田のほ場整備は経営規模が拡大する効果は大きいですが、耕作放棄地の増加を抑制する効果は小さい。
- 2 水田の暗渠排水は、ほ場の水管理を容易にし、作物の生育環境を良好にするとともに、農業機械の作業性を向上させ、水田の汎用性を高める役割を果たしている。
- 3 市町村単位でみた担い手への農地集積率は、農地の整備率と明瞭な相関性がみられる。
- 4 水田の整備前と整備後では、地域の中心となる経営体の経営面積が約3倍に増加し、稲作労働時間の約6割が削減されている。

**(問 6) 農用地の災害と防災保全に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 農地防災事業の目的は、農用地・農業用施設の自然災害の発生の未然防止、農業用排水の汚濁防止、農用地の土壌汚染の防止、地盤沈下の防止等を図ることである。
- 2 頻発化、激甚化する災害に適切に対応し、安定した農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、農業水利施設等の長寿命化や耐震化等の対策を推進する必要がある。
- 3 近年のため池の決壊事故の多発を踏まえ、老朽化の著しいため池から順次廃止することとなっている。
- 4 農用地や農業用施設が被る災害は、豪雨や地震等の自然的な要因によるものをいい、地下水の汲み上げによる地盤沈下等の人為的な要因のものは災害に含まれない。

**(問 7) 土地改良事業の種類に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地改良施設の廃止は、農業生産性の向上や国民経済の発展に適合しないことから、土地改良事業ではない。
- 2 農用地の造成は、非農用地から農用地への地目変換を行う事業であり、農用地間の地目変換を行う事業は含まれない。
- 3 災害復旧は、農用地や土地改良施設を被災前の現状に復することであり、津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業も含まれる。
- 4 交換分合は原則として工事を伴わないが、農用地の利用上必要な土地に関する権利の交換分合を行う上で必要となる簡易な工事は実施することができる。

**(問 8) 土地改良事業に関する記述のうち、不適當なものはどれか。**

- 1 土地改良事業は、事業実施区域及び周辺環境等に負荷を与える可能性を有するものであるため、環境との調和に配慮して実施しなければならない。
- 2 土地改良事業は、一定の地域内の土地を事業受益地に取り込む必要があるため、事業参加資格者の3分の2以上の同意があれば、強制的に事業を実施し、費用負担させることができる。
- 3 土地改良事業は、その規模、技術的難易度を勘案して、国、都道府県、市町村及び土地改良区等の事業主体に区分して実施される。
- 4 土地改良事業は、農業者の私的財産である農用地の利用関係等に影響を及ぼし、農業者の費用負担もあることから、農業者の申請や同意を絶対要件としている。

**(問 9) 土地改良区に関する記述のうち、不適當なものはどれか。**

- 1 土地改良区は、地区内の土地改良事業と有機的関連のある附帯事業を実施することができるが、その旨を定款に記載し、都道府県知事の認可が必要である。
- 2 土地改良区は、地区内の土地改良事業を行うことを目的に設立されるので、設立後に同地区内で土地改良事業を行おうとするときは、特段の手続は要しない。
- 3 土地改良区が設立されると、地区内の3条資格者は、設立の際の同意の有無にかかわらず組合員となる。
- 4 土地改良区の事業に要する経費は、定款に定めるところにより、組合員に対して賦課徴収することができる。

**(問 10) 土地改良事業の実施手続等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 国営、都道府県営土地改良事業は、農業の生産性の向上に資することから、15人以上の3条資格者による申請によらなければならない。
- 2 土地改良区を設立して土地改良事業を施行しようとするときには、あらかじめ、当該事業の概要について都道府県知事と協議しなければならない。
- 3 国営、都道府県営、市町村営土地改良事業の申請人は、あらかじめ、地域住民の意見を聞かなければならない。
- 4 土地改良事業の申請を受けた国又は都道府県は、当該事業について適当とする決定をしたときは、土地改良事業計画を定めなければならない。

**(問 11) 土地改良事業の費用負担等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 国営土地改良事業の農業者負担分は、事業完了後に年賦償還することとされており、株式会社日本政策金融公庫の融資対象とはなっていない。
- 2 国営土地改良事業の農業者負担分は、都道府県に支払う方法、市町村に支払う方法及び土地改良区に支払う方法があるが、どの方法で支払うかは個々の農家に委ねられている。
- 3 国営土地改良事業で造成された土地改良施設の管理に要する費用は、全て国庫助成の措置が講じられている。
- 4 国庫補助の対象となっている土地改良事業の農家負担金でなければ、株式会社日本政策金融公庫の融資対象とはならない。

**(問 12) 土地改良財産の定義等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 国営土地改良事業で取得した土取場、土捨場、資材置場、工事用道路は、公用財産として整理され、公共用財産としての土地改良財産とはならない。
- 2 国営土地改良事業及び国の補助事業として行われる都道府県営土地改良事業、団体営土地改良事業で造成された工作物及びその敷地は、土地改良財産となる。
- 3 土地改良財産の管理とは、維持、保存及び運用をいうものとされており、改築、追加工事等は含まれない。
- 4 土地改良財産は公共用財産であるので、農林水産大臣が行う管理及び処分について、国土交通大臣に協議することとなっている。



**(問 13) 土地改良財産の管理及び処分に係る関係法令等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地改良財産の管理及び処分に關する規定は、国有財産法の特例として、土地改良法及び同法施行令で定められている。
- 2 土地改良財産は、国有財産法に規定する国有財産台帳に代わるべきものとして、土地改良財産台帳により整理されている。
- 3 農林水産大臣は、国営土地改良事業の施行に係る地区ごとに土地改良財産台帳を備えておかなければならない。
- 4 土地改良財産の管理及び処分について、農林水産大臣の権限の全てを地方農政局長等に分掌することができる。

**(問 14) 国営造成施設の維持管理形態に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 国営造成施設は、そのほとんどが委託管理及び譲与管理となっており、直轄管理は、当該施設の受益に係る地域が2都府県にわたるなど一部に限られている。
- 2 国営造成施設の管理受託者は、受託に係る国営造成施設を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基幹的な国営造成施設であっても、その用途を廃止したときは、これを無償で国に返還することを条件に譲与することができる。
- 4 国営造成施設について、河川法に基づく河川管理施設との兼用工作物となるときであっても、土地改良財産であることに変わりはない。

**(問 15) 土地改良財産の他目的使用等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、土地改良財産を他の用途又は目的に使用させ、若しくは収益させることができる。
- 2 土地改良財産の管理受託者は、土地改良財産を第三者に他目的使用等させようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 土地改良財産の他目的使用等の期限は、原則として、委託管理にあっては5年を超えることはできず、また、未委託にあっては1年を超えることができない。
- 4 管理の委託をした土地改良財産を、第三者に他目的使用等させることによって生ずる使用料等の収入は、管理受託者に帰属する。

(令和 2 年度)

## 問 題 2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。



**問題 2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

**(問 1) 土地改良補償要綱第 2 条に規定する土地等の語句の定義等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地とは、所有権の支配が及び得る一定の範囲内の地面をいい、その上下にある空間と地下とを含めたものとされており、海及び大河川等も地面に含まれる
- 2 土地等とは、土地のほか土地収用法第 5 条に掲げる権利等であり、物権である地上権、永小作権、地役権等は含まれるが、債権である賃借権及び使用借権は含まれない。
- 3 土地等の取得とは、土地、立木、建物その他土地に定着する物件及び土石砂れきの取得並びに地上権、永小作権、地役権等の権利の消滅及び制限をいう。
- 4 権利とは、民法その他の法律により権利として認められているもののほか、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益を含む。

**(問 2) 土地改良補償要綱第 2 2 条、第 2 3 条及び第 2 3 条の 2 に規定する土地等の使用に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 正常な地代又は借賃は、使用する土地及び近傍類地の地代又は借賃に、これらの土地の使用に関する契約が締結された事情、時期等を考慮して適正な補正を加えた額を基準とする。
- 2 起業者は土地の使用が 3 年以上にわたるときであっても土地所有者に対し当該土地の取得を申し出ることにはできないが、土地所有者は土地の使用が 3 年以上にわたるとき起業者に対し当該土地の取得を請求することができる。
- 3 空間又は地下の使用に対しては、正常な地代又は借賃に、土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額を一時払いとして補償する。
- 4 近傍類地に賃借り事例がある農地の地代を算定する場合は、この事例に適正な補正を加えた額を基準とし、当該農地の正常な取引価格に 6 パーセントを乗じて得た額を 1 年間の地代の参考とする。

**(問 3) 土地改良補償要綱第 8 条及び第 9 条に規定する土地の取得に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 取得する土地に建物その他の物件があるときは、当該土地と物件を一体的に評価した適正な評価額をもって補償する。
- 2 土地価格の具体的評価に当たっては、近傍類地に取引事例がある場合には取引事例比較法を基準として、それに収益還元法及び原価法を加味するものとし、近傍類地に取引事例がない場合は、路線価式評価法を用いて算定する。
- 3 火葬場、下水処理場等の設置が予想されることにより、土地の取引価格が低下した場合においては、これらの施設の影響がなかったものとして予想される価格によって補償する。
- 4 道路等の建設が予想されることにより、土地の取引価格が高騰した場合においては、当該道路の建設事業の影響がなかったものとして予想される価格によって補償する。

**(問 4) 土地改良補償要綱第 3 条及び第 4 条に規定する補償額算定の時期又は補償を受け  
る者に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地等の返還に伴う補償で、返還時の状態のまま引き渡す場合は、使用開始時の評価額と返還時の評価額の差額相当額を返還時に算定して補償する。
- 2 土地等の取得又は使用に係る補償額は、契約締結の時の価格により算定するものとし、その後の土地価格の変動による差額の追加払いはしない。
- 3 損失の補償は、土地又は物件等の所有者及びその他の権利を有する者に対して行うことを原則として、単なる反射的利益を享受している者に対しては行わない。
- 4 補償額の算定は、一般の民事契約において通常とられている原則を適用し、契約締結時の際の適正な価格によって行う。

**(問 5) 土地に関する所有権以外の権利の消滅に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 譲渡性を有する地上権、永小作権及び地役権等の権利については補償の対象となるが、譲渡性のない使用借権等については所有権価格に含まれるため補償の対象にはならない。
- 2 土地について 20 年以上の長期にわたり占有を継続している場合は、所有権と分離して占有権も補償の対象となる。
- 3 譲渡性のある権利については、地方の慣行割合方式により土地所有権価格に対し一定の割合をもって権利価格が形成される場合がある。
- 4 入会権は、一定地域の住民が一定の山林、原野、漁場等を共同で管理し利用する権利であり、権利者を特定することができないので補償の対象にはならない。

**(問 6) 土地改良補償要綱第 4 1 条に規定する営業休止補償に係る固定的な経費に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 従業員及び役員の賞与、同業組合費、火災保険料、宣伝広告費等については、適正に算定した額をその他の固定経費として補償する。
- 2 従業員のための法定福利費とは、従業員のための健康保険料、厚生年金保険料、労災保険料、雇用保険料等の社会保険料をいい、これらの合計額を補償する。
- 3 固定的な経費として補償する公租公課は、固定資産税、都市計画税、自動車税等のほか、営業収益又は所得に応じて課税される法人税、所得税及び印紙税、登録免許税である。
- 4 電気、ガス、水道及び電話等の公共料金については、基本料金と使用料の合計額を固定的な経費として補償する。

**(問 7) 土地改良補償要綱第 3 4 条に規定する祭料の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 仏閣の移転及び墳墓の改葬には、僧侶の奉仕料、供物料及び法要費等を必要とするが、この費用については、宗教上の慣行等により通常行われている程度に応じて算定し補償する。
- 2 個々の墳墓の改葬に伴う弔祭料は、読経供養費、供花供物費その他通常必要な費用を適正に算定し補償する。
- 3 墳墓の集団移転の場合は、関係者及び檀家役員並びに寺院との話し合いにより、合同法要となることもあるが、このような場合は、実際に必要とする経費を適正に算定して補償する。
- 4 神官、僧侶、牧師等が居住の用に供している建物を移転させる場合であっても、宗教上の施設に関連しているため、建物等の移転費に祭料を加えて適正に算定し補償する。

**(問 8) 土地改良補償要綱第 1 8 条に規定する漁業権等の消滅に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 平均年間純収益は、豊凶の著しい年を除く 3 か年ないし 5 か年の平均魚種別漁獲量に魚価を乗じて得た平均年間総漁獲額から平均年間経営費を控除して算出する。
- 2 平均魚種別漁獲量は、地域における実情を調査し、統計及び税務申告書等の資料を参照して定めるものとし、自家で消費したものは含めない。
- 3 魚価は、豊凶の著しい年を除く 3 か年ないし 5 か年の平均魚価とし、地域別、時期別及び漁法別の較差を勘案した魚種別の価格とし、販売手数料を控除する。
- 4 経営費は、漁船、漁網、漁具、建物、工作物等の減価償却費及び修理費、燃料費、公租公課及びその他の経費とし、雇用労働費及び自家労働費は含めない。

**(問 9) 土地改良補償要綱第 3 6 条に規定する立木の移植補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 移植に通常必要とする費用としては、掘起し、運搬、植付けのほかに根回し、風除、養生等に要する費用がこれに該当する。
- 2 立木の移植に係る補償額が当該立木の伐採に係る補償額を超える場合は、移植に代えて当該立木を伐採補償とすることができる。
- 3 移植が可能な立木であっても移植に係る補償額が伐採に係る補償額を超える場合は、移植補償に代えて伐採補償とすることになるが、この場合の移植補償額には枯損に伴う補償を含まない。
- 4 収穫樹の移植に伴う補償は、移植に通常必要となる費用並びに移植に伴う枯損額及び減収額となる。

**(問 10) 土地改良補償要綱第 26 条及び第 28 条に規定する移転料等に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 建物を移転させるときは、通常妥当と認められる移転先を認定した上で、通常妥当と認められる移転工法を認定し、当該移転先に当該移転工法により移転に要する費用を補償する。
- 2 借家人が附加した造作又は増築部分であつて建物の本体及び構成部分として建物に附合するものに係る移転料は、建物所有者に補償する。
- 3 既設の施設の改善に要する費用は、建物等の移転に伴い木造の建築物に代えて耐火建築物を建築する等の建築基準法等の規定に基づき必要とされ、補償の対象となる。
- 4 建物等の移転に要する費用が当該建物等の正常な取引価格を超えるときは、補償の経済合理性から当該建物等を取得することができる。

**(問 11) 土地改良補償要綱第 50 条及び第 51 条に規定する残地等に関する損失の補償の記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 残地又は残存する物件の存する土地に通路、みぞ、かき等の設置工事が必要となる場合は、これに要する費用を金銭補償として行うが、現物補償とすることはできない。
- 2 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を取得することにより残地が生じ、その残地が狭小又は不整形となり、価格の低下、利用価値の減少等の損失が生じるときは、これらの損失額を補償することができる。
- 3 事業の施行に伴って生ずる日陰、臭気、騒音その他これに類するものによる不利益又は損失は、残地等に関して生ずる補償として行うことができる。
- 4 残地については、当該残地を利用するために通常必要となる工事費用を土地所有者が起業者に対し要求することは認められているが、起業者が買取りの申出をすることは認められない。

**(問 12) 土地改良補償要綱第 54 条及び第 55 条に規定する養殖物補償並びに特産物補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 養殖物とは、一定の区域において特定人の支配のもとに管理される市場価値のある魚介類で藻類は含まれない。
- 2 養殖物を移殖することが不可能なときは、立毛補償の規定に準じて補償を行う。
- 3 特産物補償には、地域住民が自由に採取できる野生のわらび、ぜんまい等のいわゆる天恵物も含まれる。
- 4 特産物を移殖することが不可能なときは、当該特産物を収穫することによって得られる平年の純収益の 8 年分の前価合計額を補償する。



**(問 13) 土地改良補償要綱第 5 2 条に規定する土地等の返還に伴う補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地等の返還に伴う補償の場合において、農地を使用する場合は、原状回復に通常要する費用を補償すれば足りるので、原状回復に通常必要な期間中の土地の使用料は補償しない。
- 2 農地の原状回復に通常必要な期間は、水利施設の復旧工事及び客土工事に要する期間に加え、施肥等による地味の回復に必要な期間及び作付け適期に作付けできないことを考慮して適正に定める。
- 3 使用する農地の原状回復に通常要する費用は、水利施設の復旧費、客土費、一定期間の肥料費等従前と同程度の生産能力を有する農地に復するための費用とする。
- 4 使用する土地を原状に回復することが困難な場合において返還時の現状のまま引き渡すときは、当該土地の形質変更、改造等によって生ずる損失額を補償する。

**(問 14) 土地改良補償要綱第 4 3 条から第 4 6 条に規定する農業補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 農業補償の特例とは、産地指定を受けた地域の農業補償を算定する際に、統計資料に基づき通常の生産者価格を超える価格で算定することをいう。
- 2 農業廃止の補償は、農業の資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額と経営効率の低下により通常生ずる損失額の合計額を補償する。
- 3 農業休止の補償は、通常農地を再取得するために必要とする期間中の所得減及び同期間中の固定的な経費等の合計額を補償する。
- 4 農業休止の補償は、休止期間中の所得減等に対する補償であり、農業休止期間が長期にわたる場合の補償額は、農業廃止の補償額を超えることもある。

**(問 15) 土地改良補償要綱第 5 3 条に規定する立毛補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 立毛の粗収入見込額は、豊凶の著しい年を除き、当該立毛作物の評価時前 3 か年間の平均収穫量に当該作物の生産者価格を乗じて得た額とし、副産物価格は含まれない。
- 2 立毛補償の対象となる作物は、稲、麦、野菜等の単年性作物であり、アスパラ、ニラ等の多年生作物は立毛から除外される。
- 3 農業経営費は、肥料費、諸材料費、防除費、建物費、農具費、公租公課、借入資本利子及びその他の経費とし、雇用労働費及び自家労働費は含まれない。
- 4 土地等の取得又は使用に係る土地に農作物の立毛があるときは、当該立毛の粗収入見込額から当該土地の引渡時以後に通常投下される農業経営費及び当該立毛に市場価格があるときはその処分価格を控除した額を補償する。

**(問 16) 公共補償基準要綱第 4 条 (補償の方法) に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 法令の規定により現物補償とすることが命ぜられた場合とは、道路法第 22 条及び河川法第 18 条の規定により工事の施行が命ぜられた場合に限られる。
- 2 公共補償は、金銭をもってするのが原則であるが、公共事業に係る工事の施行上現物補償とすることが技術的、経済的に合理的と認められる場合は、現物補償によることができる。
- 3 公共事業の起業者は、現物補償に係る工事を完了したときは、当該工事に係る公共施設等を 3 年間の経過観察を経て、その施設の管理者となるべき者に引き渡す。
- 4 既存公共施設等の機能回復に当たって、工事等を請負に付し入札手続をとる場合においては、機能回復に要する工事等の設計額と請負額に差金が生じたとしても、金銭渡し切り補償の原則に基づき精算は行わない。

**(問 17) 公共補償基準要綱第 8 条 (建設費) に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 鉄道の線路、電線路等でその一部を付替えするとき等いかなる場合であっても、既存公共施設等の機能の廃止時までの財産価値の減耗分を控除しなければならない。
- 2 既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合においては、原則として、復成価格をもって補償する。
- 3 既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分は、原則として定率法により算定した額を標準として定める。
- 4 既存公共施設等の財産価値の減耗分の全部又は一部に対応する費用の支出が困難となる場合等とは、地方公共団体等が管理する既存公共施設等で、決算が継続的に赤字状況にある等、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合等である。

**(問 18) 公共補償基準要綱第 16 条 (自然施設の損壊に対する費用の負担) 及び第 17 条 (工事の施行に伴う公共施設等の損傷等に対する費用の負担) に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 自然施設とは、自由使用に供され、かつ、地域住民一般の生業又は日常生活に欠くことのできない公共的機能を果たしていると認められる自然の状態をいう。
- 2 工事の施行により起業地外の公共施設等の損傷又は機能の著しい低下で社会通念上受忍の範囲をこえるものが生ずるときとは、学校等比較的静穏な環境を必要とする施設が、騒音、振動等により正常な活動が著しく妨げられる場合等をいう。
- 3 工事の施行により起業地外の公共施設等の損傷又は機能の著しい低下で、社会通念上受忍の範囲をこえるものが生ずる場合において、公共事業の起業者は、これを防止し、又は除去するために必要な最小限度の費用を負担することができる。
- 4 自然施設の損壊に対する費用を負担する場合の必要な最小限度の費用とは、技術的、経済的に最小限度の施設の建設に要する直接工事費及び間接工事費の総額をいう。



**(問 19) 事業損失の因果関係の判定に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 特に専門的知識が必要となる水質汚濁、水枯渇、日照阻害等による損害等の因果関係の判定に当たっては、公的機関である国、地方公共団体等の各種試験場に限り依頼できる。
- 2 因果関係の判定に当たっては、過去の事業損失の類型ごとの因果関係の判定事例を参考として、因果関係の存否判定に役立てる。
- 3 住民等から損害等の発生の申出があった場合は、その損害が継続しているとき、又は他の原因と複合するときを除き、直ちに損害の発生の有無及び状況を調査する。
- 4 因果関係の調査及び確認は、被害者保護の観点から公共事業の起業者以外の公平な立場の第三者が行う。

**(問 20) 事業損失の類型に関する記述のうち、不適當なものはどれか。**

- 1 侵害の性質による類型には、積極的侵害によるものとして、相手が享受していたものを享受できないようにしたときと、消極的侵害によるものとして、与えるべきでないのに与えたときとがある。
- 2 原因による類型には、当該事業の性格が社会的に好まれないもの、建設工事がもたらすことによるもの、及び当該事業の活動や施設の形状によって生ずるものがある。
- 3 結果による類型には、土地、家屋等の物件の損傷又は交換価値の低落、営業収益等の得べかりし利益の喪失、肉体的又は精神的な苦痛、障害による損害等がある。
- 4 発生状況による類型には、例えば、交通騒音、日照阻害等のように継続的に発生するものと、工事中に生ずる騒音、振動、水質汚濁等のように一時的に発生するものがある。

(令和2年度)

# 問題 3

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。

**問題 3 土地収用制度及び用地調査等業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

**(問 1) 土地収用法上の手続における当事者に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 起業者とは、土地等を収用し、又は使用することを必要とする土地収用法第 3 条各号に規定する公共の利益となる事業を行う者をいう。
- 2 土地所有者とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。
- 3 関係人とは、土地に関して所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に関して権利を有する者をいう。
- 4 準関係人とは、収用される土地について、仮処分した者その他損失補償の決定によって権利を害されるおそれのある者をいうが、収用委員会へ意見書を提出する権利はない。

**(問 2) 事業認定の効果に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 事業の認定の告示があった後において新たに権利を取得した者は、既存の権利を承継したものであっても、関係人に含まれない。
- 2 起業者は、土地所有者及び関係人が受けることができる補償等について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。
- 3 起業者は、事業の準備のため又は土地調書及び物件調書作成のために、土地等に立ち入って測量又は調査をする場合は、関係市町村長の許可を受けなければならない。
- 4 収用し、若しくは使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、権利取得裁決の時における相当な価格をもとに算定される。

**(問 3) 収用又は使用の裁決の申請及び裁決開始までの手続に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地所有者及び関係人（過失なくして知ることができない者を除く。以下同じ。）が著しく多数となり、かつ、権利者一人当たりの補償金が僅少であるような通常の想定を超える場合においては、土地調書及び物件調書の作成を省略することができる。
- 2 起業者は、土地所有者及び関係人を立ち会わせて上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。
- 3 土地所有者及び関係人のうち、土地調書及び物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を当該調書に附記して署名押印することができる。
- 4 土地所有者及び関係人のうちに署名押印を拒んだ者又は署名押印をすることができない者があるときは、起業者は、市町村長の立会い及び署名押印を求めなければならない。

**(問 4) 収用又は使用に伴う損失の補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 収用委員会は、損失の補償については、起業者、土地所有者、関係人及び準関係人が申し立てた範囲を超えて裁決することができる。
- 2 損失の補償は、金銭補償を原則とし、いかなる場合においても替地の提供その他補償の方法により行われることはない。
- 3 収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業認定の告示の時における相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。
- 4 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することにより、残地に損失が生ずる場合であっても、残地は起業地外であるため補償することはできない。

**(問 5) 収用又は使用の特別手続に関する記述のうち、不適當なものはどれか。**

- 1 収用適格事業の用に供するための土地等の取得に関し関係当事者間の合意が成立するに至らなかったときは、関係当事者の双方又は一方は、書面をもって、都道府県知事に対して、当該紛争の解決をあっせん委員のあっせんに付することを申請することができる。
- 2 土地若しくは物件を引渡し等すべき者がその義務を履行することができないとき、又は起業者が土地若しくは物件を引渡し等すべき者を確知することができないときは、土地又は物件の所有者の請求により、都道府県知事が代わって義務を履行しなければならない。
- 3 土地若しくは物件を引渡し等すべき者がその義務を履行しないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 4 起業地の全部又は一部について起業者と土地所有者及び関係人の全員との間に権利を取得等させるための協議が成立したときは、起業者は、事業認定告示日以後、当該土地の所在する都道府県の収用委員会に協議の確認を申請することができる。

**(問 6) 管理技術者及び照査技術者に関する記述のうち、不適當なものはどれか。**

- 1 管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 2 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。
- 3 照査技術者とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める、又は監督職員が指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責めにおいて照査技術者自身による照査を行わなければならない。



**(問 7) 業務の実施に係る安全等の確保に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 屋外で行う用地調査等業務に際しては、用地調査等業務の関係者だけでなく、付近住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 特別仕様書に定めがある場合であっても、管理技術者が特に問題がないと判断したときは、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と連絡を取ることを要しない。
- 3 屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、土地改良法、土地収用法及び労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 4 屋外で行う用地調査等業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに労働基準監督署に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに労働基準監督署長に提出しなければならない。

**(問 8) 業務の履行期間の変更に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 発注者は、受注者に対して用地調査等業務の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知する。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地調査等業務の一時中止を支持した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- 3 契約書の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。
- 4 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由及び必要とする延長日数の算定根拠を発注者に提出すれば足りる。

**(問 9) 土地への立入り等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 用地調査等業務の実施のため植物、かき、さく等を除去し、又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ当該権利者の許可を得た上で、監督職員に報告する。
- 2 用地調査等業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は建物等に立ち入る場合には、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち用地調査等業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- 3 第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、管理技術者がこれを一括管理しなければならない。
- 4 第三者の土地への立入りについては、当該権利者の許可は受注者が得るものとするが、発注者はこれに協力しなければならない。

**(問 10) 権利者の確認調査に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 権利者の確認調査は、土地及び建物の登記記録の調査が完了した後、実地調査及び戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票により行う。
- 2 権利者の確認調査に伴い戸籍簿等の交付を受ける場合は、受注者が交付申請書を作成し、発注者は送達及び証拠書の受取りを行い、当該書類を受注者に引き渡す。
- 3 権利者が法人である場合において、法人が破産法による破産宣告を受けているときにあつては、破産管財人の氏名及び住所を調査する。
- 4 建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合は、当該建物所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地について、居住者等からの聞き取りを基に調査を行わなければならない。

**(問 11) 消費税等の調査に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否の判定を行うことをいう。
- 2 消費税等の調査は、権利者が国の機関及び地方公共団体等であっても、消費税等相当額の補償の要否については、調査を行う必要がある。
- 3 土地等の権利者等が個人事業者及び法人であるときの調査は、消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行う。
- 4 過去5か年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、所轄税務署又は関係市町村役場税務担当課の職員の指示を受ける。

**(問 12) 土地評価に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地評価とは、取得する土地の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律で定める「不動産の鑑定評価」は含まない。
- 2 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き、不動産鑑定評価基準に定めるところに基づき実施する。
- 3 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる同一状況地域区分図及び取引事例地調査表等の資料を作成する。
- 4 取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、土地の所在、地番、住居表示及び取引年月日、取引価格等の事項を整理の上調査表を作成する。



**(問 13) 完了図書の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 完了図書の作成とは、国営土地改良事業、直轄地すべり対策事業及び直轄海岸保全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。
- 2 国営土地改良事業の完了図書については、事業出来形調書、土地改良財産調書、地すべり防止施設調書その他関係書類・図面等を作成する。
- 3 事業出来形調書は、事業年度別決算表と出来形内訳書で構成され、出来形内訳書として工事費内訳書、用地費及補償費内訳書、測量及試験費内訳書を作成する。
- 4 土地改良財産調書は、土地改良施設整理台帳、地すべり防止施設整理台帳、占・使用台帳、他目的使用調書、土地改良施設整理台帳付属図面、地すべり防止施設整理台帳付属図面、土地改良補償施設整理台帳及び引継施設整理台帳で構成される。

**(問 14) 費用負担の説明に関する記述のうち、不適當なものはどれか。**

- 1 費用負担の説明とは、工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。
- 2 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討等を行い、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議する。
- 3 権利者に対する説明は、2名以上の者を一組として権利者と面会することとし、また、権利者と面接するときは、その都度事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得て行う。
- 4 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、取得等の対象となる土地等の概要について説明を受ける。

**(問 15) 写真台帳の作成に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 建物等及び営業その他の調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分、建物が存在する周辺の状況並びに動産及び生産品が容易にわかるものとする。
- 2 営業その他の調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
- 3 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入する。
- 4 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、建物等の権利者から確認のための記名押印を得る。